

事例	1
----	---

「基準値を超える放射性セシウムが検出されたブルーベリージャム」に関する違反事例

名称又は分類	有機フルーツスプレッド
形態	瓶詰（250g）
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項
発見機関	墨田区
調査担当機関	渋谷区
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	放射性セシウム 140Bq/kg 検出（基準値 100Bq/kg）
行政措置	販売禁止命令

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 25 年 10 月 15 日発売の週刊誌に、「同誌が独自に検査を行った結果、イタリアから輸入されたブルーベリージャムから基準値を超える放射性セシウムが検出された」旨の記事が掲載された。同日、週刊誌の担当者から墨田区に対して、「当該品は墨田区内の販売店 A で購入した」旨の情報提供があった。情報提供を受け、墨田区は直ちに販売店 A に当該品の在庫状況を確認し、残品 6 個（うち同ロット品 3 個）を店頭から撤去するよう指導した。

さらに 10 月 18 日、墨田区は販売店 A から同ロット品と別ロット品を収去し、健康安全研究センターで検査を実施した。検査の結果、同ロット品から食品衛生法の基準を超える放射性セシウムが 140Bq/kg 検出されたため、墨田区は当該品の輸入者を管轄する渋谷区へ違反通報を行った。

2 調査経過及び措置

渋谷区は墨田区の通報を受け、直ちに輸入者に対し当該品の在庫状況等の確認を行った。その結果、当該品は平成 25 年 2 月 1 日に 864 ケース（5,184 個：1296kg）輸入され、すでに全量が国内で流通していることが判明した。このため、渋谷区は輸入者に対し、食品衛生法第 11 条第 2 項違反として当該品の回収を指示するとともに、当該品の販売先を管轄する関係自治体に対し、流通状況調査を依頼した。また東京都では本件について、報道機関への発表を行い、食品監視課ホームページにて都民への情報提供を行った。

平成 26 年 2 月 7 日、渋谷区は、回収された当該品 503 個（125.75 kg）について、食品衛生法第 54 条の規定に基づき、販売の禁止を命令した。輸入者は、販売が禁止された当該品全量を焼却処分した。

3 違反発生の原因

当該品から検出された放射性セシウムが、セシウム 134 及びセシウム 137 のうち、半減期が約 30 年のセシウム 137 に限られたことから、チェルノブイリ原子力発電所事故の影響による当該品の原材料(ブルガリア産ブルーベリー)の放射能汚染が考えられた。

4 監視のポイント

違反事実の探知は、行政での収去検査等に限らず、マスコミからの情報提供や都民からの届出により、もたらされるケースも少なくない。違反処理にあたっては、入手した情報をもとに、迅速かつ的確に事実関係を確認し、必要な措置を講ずることにより速やかに違反品を排除することが重要である。

5 その他

東京都は本事案を受け、平成 25 年 10 月 21 日、健康安全研究センターにおいて、「都内流通食品の放射性物質検査」の一環として、輸入のブルーベリー関連商品 7 検体の放射性セシウム検査を実施した。検査の結果、セルビア原産冷凍ブルーベリー 1 検体から放射性セシウムが 190 Bq/kg 検出され、食品衛生法第 11 条第 2 項違反となることが判明した。

また、厚生労働省では本事案及び輸入時の検査でセルビア原産冷凍ブルーベリーから基準値を超える放射性物質が検出された事案を受けて、各検疫所に対し「旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について（一部改正）」（平成 25 年 11 月 29 日付食安輸発 1129 第 2 号）を発出した。これにより、ブルガリアから輸入されるベリー類濃縮加工食品及びセルビアから輸入されるベリー類及びベリー類加工品（濃縮加工品、ピューレ、ペースト、シロップ漬け、果汁等）の全輸入ロットについて、自主検査が指導されることとなった。

「大腸菌群が検出された牛乳」に関する違反事例

名称又は分類	牛乳
形態	ガラス瓶詰
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項
発見機関	東京都健康安全研究センター
調査担当機関	北海道
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	大腸菌群 陽性（基準：陰性）
行政措置	文書指導

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 25 年 6 月 4 日、健康安全研究センター広域監視部食品機動監視係が食料品販売店 A に立ち入り、調査研究目的で牛乳を購入した。健康安全研究センターで検査したところ、大腸菌群が陽性であった。食品衛生法第 11 条第 2 項に違反することが判明したため、6 月 10 日、製造者を所管する北海道へ調査を依頼した。

2 調査経過及び措置

東京都からの依頼を受け、北海道が製造所に立ち入り、製造工程等を調査した。

別ロットの牛乳の検査結果が成分規格に適合していたこと*及び、依頼を受けた時点で当該ロットの消費期限が既に過ぎていたこと等から、北海道は健康被害の発生及び拡大の恐れは非常に低いと判断し、回収命令等の行政処分は行わなかった。

*北海道が実施している収去検査の実施時期が、東京都からの通報時期と偶然重複したもの。

収去検査の検体は、当該ロットよりも後に製造されたロットであった。

3 違反発生の原因

調査の結果、殺菌については温度、時間ともに適切に実施されていたと考えられた。また、営業者が行っている殺菌後の簡易検査においても、当該ロットから大腸菌群が検出された記録はなかった。一方、手動充填・打栓機の打栓部分に乳石の付着が確認されたこと、紙製キャップが機械への装填時に手指の接触による汚染を受ける可能性があったこと及び、未使用の紙製キャップが開封したままのダンボールで保管されていたことから、衛生的な取扱いに不備が認められた。以上のことから、汚染は殺菌工程ではなく、その後の充填工程で発生したと推測された。

4 監視のポイント

殺菌後に開放系となる工程では作業に細心の注意を払い、機器の洗浄も適切に行わなければならない。さらに、包装資材であっても食品と同様、清浄を保つことができる環境で保管し、使用するまで汚染を受けないよう、衛生的な取扱いが必要である。